

〇〇市議会会議規則の一部を改正する会議規則

〇〇市議会会議規則（昭和〇〇年〇〇市議会規則第〇号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 議員は、出席のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。  
第九十一条第一項中「付け」を「付け」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 委員は、出席のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

第一条 この規則は、平成二十七年 月 日から施行する。